

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 豊郷町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,050	1,030	122	2,202

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	3,877	3,738	138	132	342	3,078	
住宅新築資金貸付事業特別会計	245	245	0	0	-	0	
一般会計等	3,688	3,549	138	132		3,078	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
下水道事業特別会計	347	342	6	6	173	2,958	2,067	
簡易水道事業特別会計	171	157	14	14	58	1,590	801	
国民健康保険事業特別会計	798	794	4	4	67	-	-	
老人保健医療事業特別会計	81	81	0	0	16	-	-	
介護保険事業特別会計	496	484	12	12	96	-	-	
後期高齢者医療事業特別会計	48	48	0	0	19	-	-	
公営企業会計等 計				36		4,548	2,868	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
滋賀県市町村職員退職手当組合(一般会計)	7,919	7,388	530	530	3,300	-	-	
彦根市犬上郡営林組合(一般会計)	62	59	4	4	46	46	-	
大滝山林組合(一般会計)	96	68	28	28	20	21	-	
大滝山林組合(林産物栽培特別会計)	11	10	1	1	-	-	-	
大滝山林組合(高取山森林空間利用特別会計)	42	39	3	3	-	-	-	
滋賀県市町村議会議長公務共済組合(一般会計)	25	25	1	1	1	-	-	
滋賀県自治会館管理組合(一般会計)	101	92	9	9	-	-	-	
湖東広域衛生管理組合(一般会計)	778	760	18	18	-	513	67	
彦根市犬上広域行政組合(一般会計)	470	459	11	11	12	807	77	
滋賀県市町村職員研修センター(一般会計)	86	81	5	5	4	-	-	
滋賀県市町村交通災害共済組合(一般会計)	220	213	8	8	-	-	-	
滋賀県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	144	138	6	6	1	-	-	
滋賀県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	98,548	94,752	3,796	3,746	510	-	-	
一部事務組合等 計				4,370		1,387	144	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
該当なし									
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	874	879	5
減債基金	211	228	17
その他充当可能基金	1,089	1,089	0
充当可能基金 計	2,175	2,195	20

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.49	6.01	0.48	15.00	20.00	下水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	9.27	7.62	1.65	20.00	40.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	11.4	9.3	2.1	25.0	35.0				
将来負担比率	-	-	-	350.0					
財政力指数	0.44	0.44	0.00						
経常収支比率	94.7	88.8	5.9						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。